

上烏田浄水場配水池等整備DB事業 現地説明会 実施時の質問と回答

実施期間：令和6年1月22日（月）～1月26日（金） 各社2時間程度で実施

1. 実施内容

① 図面配布（平面図、概要説明用平面図）
② 事業概要説明 ・統廃合事業について ・上烏田浄水場について ・進入口(2箇所) ・先行工事(別途発注) ・場内塚(2箇所)について ・伐木及び施工ヤードについて ・第5 接合井及び配水池の施工について
③ その他留意点の説明 ・池内のメンテナンスフリー配慮 ・金属材料の防食処置 ・工期(令和10年度交付金期限) ・地元貢献
④ 各自現場写真撮影等

2. 質問と回答

以下、主な質問と回答です。説明会時の回答と多少異なる場合がありますが、本回答が正式なものとなりますので、ご理解とご了承をお願いします。

質 問	回 答
【ヤードについて】	
・塚の範囲はどこか、伐木は可能か	・範囲は図面のとおりで、現地には仮杭があり、今後コンクリート杭に変更します。枝払いや伐木は可能です。
・場内の伐木は可能か	・伐木は可能で、造成も可能です。施工時のためのみならず、将来の維持管理に配慮した整備計画をお願いします。
・林道（場外北側）の通行止めは可能か	・主に太陽光発電事業者が通行しています。当該事業者及び地元住民と調整し、警察に届出てもらう必要があります。
・林道（場外北側）を挟んで反対側の黒いフェンスはかずさ水道のものか	・霊園の外柵ですので、木更津市が管理しています。
・浄水場を囲う白いフェンスの移設は可能か	・敷地内であれば可能です。ただし、既設同等以上の防犯性能を確保してください。（忍び返し、切れ目無く囲う等）
・浄水場を囲う白いフェンスの撤去は可能か	・可能です。ただし、既設同等以上の防犯性能を有する仮囲いを行い、完了時には復旧をお願いします。
・工事で使用できる範囲はどこか	・敷地内であれば使用は可能です。ただし、維持管理やその他の工事に支障の無いよう配慮をお願いします。
・南側、崖下のフェンスが敷地境界か	・そのとおりです。
【設計・施工について】	
・土質はどうか	・要求水準書(案)で公表します。
・既設配水池は内面塗装されているか	・内面は無塗装です。
・既設配水池、第5 接合井の構造はどうか	・要求水準書(案)で公表します。
・場内配管等の図面はあるか	・有るもの無いものがあり、有るものも精度は低いです。今回、改めて測量しており、弁筐等地表に見えるものは図面に落とし込んでいます。しかし、埋設管の深さや位置は、必要に応じ試掘をする必要があると考えます。
・場内の埋設物は何か	・水道事業及び用水供給事業のものが混在しており、流入管、流出管、排水管、薬注管、電線(管)、電気防食(用水供給の管) サンプリング管等で、用水供給のサンプリング管及び電線(管)は事前に布設替えを行う予定です。

質 問	回 答
・ 既存杭は残置か	・ 新規杭の施工に支障となる箇所以外は残置としています。
・ 杭の流用は可能か	・ 既存杭の支持力等は考慮しないものとして下さい。
・ 廃材処分について要求水準書で指定はあるか	・ 具体的な処分先の指定はありませんが、処分についての基本事項は要求水準書(案)で公表します。
・ 既存第5接合井は残置でよいか	・ 残置です。施工中、新3号配水池を1池運用した際にトラブルに備え、切替が可能な状態にしたいと考えます。
・ 既存配水池のある場所は過去に造成したのか	・ そのとおりです。
・ 電機（監視）設備改造は場内、第5接合井だけか	・ 大寺浄水場内でも改造は必要で、第5接合井だけでなく、配水池に係る部分も必要です。
・ 電気盤のメーカーはどこか	・ 要求水準書(案)で公表します。
・ 埋設管調査は行ったか	・ 試掘調査は実施していません。DB事業内で実施することとなります。
・ 新設配水池の屋根構造に指定はあるか	・ 要求水準書(案)で公表します。
・ 新設配水池の内部構造の指定はあるか	・ 要求水準書(案)で公表します。
・ 新設2階建配水池の、配管の取り合い位置を調整してもよいか	・ 可能です。
・ 新設配水池の位置をずらすことは可能か	・ 可能です。
・ 新設1号池、新設2号池は同時施工か	・ そのとおりです。
・ 高さ制限はあるか	・ 要求水準書(案)で公表するハイウォーターレベルのものであれば、問題はありません。
【先行発注工事、その他の工事について】	
・ 本DB事業以外に実施される先行工事の内容はどの様なものか	・ 中台系送水管の切り回しと、これに係る公道側場内敷地の盤下げ、第5接合井からの送水管に取出しを設置、既設
	中台系送水管及び流量計室の撤去です。
・ 既設ろ過機の更新工事はあるか	・ 事業期間中に別途更新を予定しています。その他工事についても要求水準書(案)で公表します。
【その他】	
・ 要求水準書の公表後に、再度現地確認やドローンによる現場撮影を行ってよいか	・ 要求水準書(案)公表後の質問・意見の募集時に改めてご意見願います。
・ 事業者選定スケジュールに変更はないか	・ 現時点での変更はありません。令和6年9月に優先交渉権者との協定を締結する予定です。
・ 万が一、工事完了が令和10年度を越えてしまった際のペナルティはあるか	・ 天災等"やむを得ない事情"の場合は繰越し措置が可能と思われます。これ以外で当初想定していなかった事象による
	場合には、受発注者間で協議し、柔軟に対応したいと考えます。なお、明らかに受注者の過失が認められる場合には
	ペナルティが発生する可能性があります。